

西本願寺御蔵版の出版について

堀 祐 彰

【要旨】

聖教の開版は、蓮如宗主による文明版の開版にはじまり、その後の歴代宗主によっても行われていたが、特に江戸期に入り、聖教の蔵版本が成立していった。聖教(唱読音 声明)の統一をはかるものとしては、「浄土三部経」・『御文章』・『正信偈和讃』があげられる。そのなか、『御文章』と『正信偈和讃』は歴代宗主それぞれによつて開版されている。また、真宗典籍類の町版の乱発による混乱に対する対応としては、『教行信証』などの宗祖の著作があげられる。つまり、勝手な改変を防ぐ必要から『教行信証』の町版を蔵版化し、『真宗法要』は多くの町版には本文に間違いが多く、将来間違つた理解がなされてしまう可能性があるもので御蔵版を開版したのである。しかしながら、各聖教の蔵版本が出版された後においても、蔵版本以外の町版は多く出版され、売れている。西本願寺は、一部統制をして町版の絶版、ならびに関係者に処罰を下すことも行っている。しかしながら、御蔵版本以外の町版を徹底的に統制することは出来なかつたようである。そこには、江戸時代の書物の需要・供給を反映した事情があったのである。

はじめに

従来、本願寺において聖教は、聖教の書写を求めた者(門弟・寺院)に対して、本願寺から正式な許可が与え

られることによつて書写・伝持されてきた。聖教の書写・伝持に權威があつたのである。近世において、本屋（書肆）の登場によつて、仏書（聖教）が売られ、不特定多数の人の手元に届くこととなり、その權威が崩れていく。売れる仏書は大量に販売されていくのである。真宗聖教についても売れるので本屋は出版していく。しかしながら、偽聖教や誤つた文章の聖教が流布していることから、西本願寺も対応する必要が生じたのである。つまり、聖教を西本願寺が出版するという御蔵版が成立していったのである。そこで、江戸期における町版の真宗聖教の事情を窺い、西本願寺御蔵版の出版について論考していく。

一 町版（民間刊行本）の出版と御蔵版

（一）町版の盛行

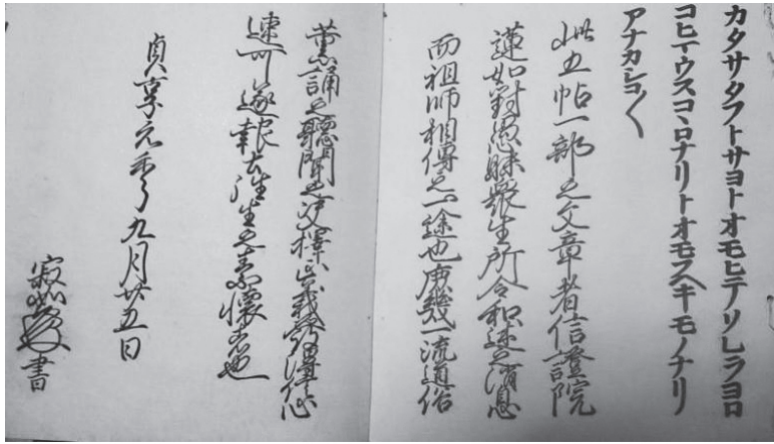
江戸時代以前、印刷のほとんどは仏教に関する書籍であつた。従つて、印刷は寺院が行うのみであつたが、しだいに寺院の下請けをしていた者などが独立していき、版本を商品として売り出す本屋が登場するようになる。本屋というのは、典籍の出版を業とし、同時に、典籍の販売をも行う店をいう。本屋は江戸初期には「物之本屋」と称せられていた。物の本というのは、すべての物事の根本になるもの、という意であつて、聖賢の教えを記したものの、儒道・仏道・神道の典籍、更には、日本・中国の古典の類の典籍、及びこれらに準ずるものを用いのである。それらは必ずしも版本とは限らない。写本もまたそのように呼ばれていた。本屋はまた、「書林」「書肆」などとも呼ばれる。本屋仲間は書林仲間と表記されることもある。また、仲間というのは同業者の組合のことである。¹⁾

佐々木求巳氏は『真宗典籍刊行史稿』において、文明五年版『正信偈並三帖和讃』に始まり、明治初年に至るまでに開版された真宗聖教を収録されている。それを見ると、寛永年間や正保年間に『選択集』が版行される。『教

『行信証』は寛永一三年（一六三六）に出版され、正保三年（一六四六）には寛永版を改訂し、明暦三年（一六五七）・寛文九年（一六六九）にも版の異なる『教行信証』が刊行される。さらに、『六要鈔』・『浄土文類聚鈔』・『愚禿鈔』・『入出二門偈』の出版も行われる。それは各本であったり、それ以後も多くの聖教が出版されている。庶民受けする平仮名のもはや絵入りのもの、勉強に役の立つ科段の入っているものや頭註入りのもの、本文とその註疏を一本に合せてある会本、教化集など、様々なバリエーションで出版されている。また、門徒の仏壇には『浄土三部経』・『正信偈和讃』・『御文章』が安置されることが多く、これらは特に需要があった。中でも、『正信偈和讃』の出版数は多かったことが当時の記録によってわかる。これも様々な形式で売られている。これらは本山発行のもの以外に、町版も存在した。江戸時代には仏書が大量に販売され、多く売れたのである。

(二) 聖教の蔵版化

寛文八年（一六六八）九月二五日付「禁制」（『紫雲殿由縁記』所収）には、『教行信証』・『六要鈔』・『御伝鈔』などの聖教は古来、相伝の秘書であったが、近年はみだりに拝見されている。あるいは在家でも仮名聖教を誤って理解していることなどが指摘されている。江戸時代は仏書が大量に売買されたが、町版の偽書も多く、真作であっても本文に誤りがあり、将来間違った理解がなされてしまう可能性があった。宗義安心の正統保持のために、聖教を蔵版化していかなければならなかったのである。以上のことより、宝暦一年（一七六一）の宗祖五〇〇回忌の記念事業の一つとして仮名聖教の叢書である『真宗法要』の編纂がはじめられた。その後、本屋との軋轢・協定を経て、明和二年（一七六五）七月二五日、『真宗法要』がようやく御蔵版として刊行される。また、安永五年（一七七六）一月二八日、明暦版『教行信証』と『六要鈔』の板木を、本屋より買い上げること成功し、町版として残っていた寛文版『教行信証』をも御抱版おかえばんにすることが出来た。さらに唱読音の統一ということで、本山より命を受けて



貞享元年寂如開版本奥書（個人蔵）

玄智^③は「浄土三部経」等の校刻を行い、後に御蔵版となっていくのである。一方、以下述べるように、歴代宗主による「御文章」^④「正信偈和讃」の開版も行われていく。

二 聖教の開版

(一) 『御文章』

① 宗主による『御文章』の開版^⑤

『蓮如上人一語記（実悟旧記）』に「明応八 二月十八日、さんばの浄賢所にて、前住上人へ対し御申候。御一流の肝要をば、御文にくわしくあそばしとゞめられ候間、今は申まぎらかす者もあるまじく候。此分をよくよく御こゝろゑあり、御門徒中へも仰付られ候へと御遺言の由候。然ば前住上人の御安心も御文のごとく、又諸国御門徒も、御文のごとく信をゑられよとの支証のために、御判なされ候^⑥」とあるように、実如が「御文章」を教化の中心に位置づけた^⑦。その中でも特に重要なものを五帖八〇通にまとめて門末に授与された。この「五帖本」は、第一〇代証如をはじめ歴代宗主によつて出版されて広く流布した。各帖の巻末には宗主の名と花押がある。寂如の貞享元年（一六八四）開版本の奥書に、
此五帖一部之文章者信證院蓮如對愚昧衆生所令和述之消息而祖師

相傳之一途也 庶幾一流通俗薰誦之聽聞之決擇正義發得信心速可遂報土往生之素懷者也 貞享元年九月廿五

日 寂如(花押)書

とある。この様式をこの後の本派歴代宗主の五帖本では踏襲されている。⁸⁾ また、年記が宗主継職の日時であることは、静如版以後の本派の「五帖本」においてみる形式である。しかしながら、広如の頃になると、従来の大きさではない小型本や五帖を合帖したものの、薄様の和紙を使用したもの等様々な形式で出版されるようになる。

また、「五帖本」よりさらに撰出した「御加え本(御取交ぜ本)」¹⁰⁾も「五帖本」と同様、第十代証如をはじめ歴代の宗主によって出版され、広く流布した。「御加え本」の冠頭には大概、第二帖の第六通(掟の章)と四帖の第一二通(毎月両度の章)を置いている。そして住如の頃になると形式が定まってくる。つまり、第四帖の第八通(八ヶ条の章)で終わる八ヶ条本(二十三通本)といった形式になり、以降の宗主は、この住如の形式を受け継いでいることが確認できた。¹¹⁾ 以下、版本『御文章』を種類ごとに列挙する。

a、「五帖本」

証如…天文年間に初めて刊行。「五帖御文章」の開版としては最初のもの。

顕如…型式などはほぼ証如版に等しい。しかし、仮名遣いにおいて少し変化しているところもあるという。¹²⁾

准如…刻彫の証判はなく、すべて奥書を墨書して下附されたという。「御文章」に宗主が直接筆を加えること
によって、聖教として宗教的意味を付加しようとする態度が指摘されている。¹³⁾

良如…慶安四年(一六五二)と、良如の御入滅の年である寛文二年に刊行されるとされるが、慶安版は今
までまったく知られていない版であるという。¹⁴⁾

寂如…寛文八年(一六六八)・貞享元年(一六八四)九月に刊行。貞享版は寂如書写本の刊本、寛文版とは異版。

住如…『本願寺通記』巻五によると、新開版ではなく、寂如版の板木の奥付のみを改めたものと言われる。

湛如：現在まで確認されていない。⁽¹⁶⁾ 湛如の在位は三箇年に満たない短期間であったため、刊行されなかった可能性が指摘されている。

静如：静如は寂如の子で、湛如の弟にあたり、湛如の後に二年足らずであるが西本願寺の法灯を継いだ人である。しかし、世代には加わっていないため、その証判本は僅少である。形式は寂如の貞享版と等しいという。⁽¹⁷⁾

法如：寛保三年（一七四三）三月七日に刊行。奥書などの本型は寂如の貞享版を踏襲しており、年記が継職の日時であることは、静如版以後の本派の五帖本においてみる形式である。⁽¹⁸⁾

文如：寛政元年版は、法如版の年記と証判のみを改刻刊行したもの。法如入滅の翌日の、文如の継職の日に刊行（寛政元年（一七八九）一〇月二五日）。

本如：証判のみで刊記がないのは、本派蔵版『御文章』（五帖本）では本如のみと言われる。⁽¹⁹⁾

広如：文政九年（一八二六）一二月に広如書写本の刊本が従来の大ききで、また文政一〇年（一八二七）四月に広如証判の小型本（片仮名付）が刊行される。「五帖本」を一冊に合帖した本であり、本山版としては当時まだなかった薄様の和紙を使っている。本山版にして小型本、また合帖本は非常に珍しいと言われる。一方、大谷派における小型合帖本の開版は、明治に入ってからの際の時代以降であると言われる。⁽²⁰⁾

b、「御加え本（御取交ぜ本）」⁽²¹⁾

証如：御加え本の板木は、多く五帖本の板木を用いている。五帖本の方が御加え本より先に開版されたと言われる。一一〜三四通・三九〜六六紙と形式は様々である。原型が卷子本という五通一四紙本もある。⁽²²⁾

頭如…一〇五帖目をそれぞれ中心とした御取交ぜ本がある。証判自署のものもある。なお、八〇九通の卷子仕立の単帖本も存在する。一四〇三三通・三九〇六三紙と様々な形式のものもある。²³⁾

准如…五帖目を中心とした御加え本など相当数存在するようである。一五・一八・二三・二四・二六〇三〇通の五五・五七紙と様々な形式がある。宗主名の証判は、墨書きである場合には「釋」の字がないと言われる。²⁴⁾ 良如…御加え本のなかには同版もあるが、異版は相当数ある。二六〇二九通の五五〇五八紙、二四通の三九紙と様々な形式のものがある。²⁵⁾

寂如…寂如証判の御加え本は相当数見出すことができると言われる。佐々木求巳氏の調査によれば、板木について、五帖本の板木を用いた御加え本はもちろん、所収章の異なる御加え本において、同一板木を用いた本は一本もなかったという。すなわち御加え本は個別に版を新たに開いた。他の御加え本と比較しても同様のことが見出し得ると思われる。大多数の御加え本の綴じ込みに、各一貫する丁順を打つてあることを根拠としている。二〇〇二六通の五一〇五六紙、二〇〇通の四四紙と形式は様々である。

住如…御加え本に収録されている『御文章』の内容、ならびに二三通の五五紙本といった形式が定まってくる。湛如…住如本とは『御文章』の収録順番が少し異なるが、その内容、二三通の五五紙本といった形式は同じである。²⁶⁾

静如…佐々木求巳氏によると、存在すると思うが、未だその実在を確かめえないという。²⁹⁾

法如…住如本の『御文章』の収録内容と同じ、二三通の五五紙本といった形式も同じという。³⁰⁾

文如…住如本の『御文章』の収録順番と同じ、三通の五五紙本といった形式も同じである。³¹⁾

本如…住如本の『御文章』の収録順番と同じ、三通の五五紙本といった形式も同じである。³²⁾

広如…各代にみられる二三通本ではなく、二四通や二五通本もみられる。また、広如の花押があるものの、書体・

紙質から西本願寺版とは断言し難く、町版かも知れないという。⁽³³⁾

② 『御文章』の町版

寂如の頃、宝永二年（一七〇五）正月一四日に、京都六条寺内町の糸ひす屋与十郎が大坂北久宝寺町一丁目堺屋孫左衛門から『御文章』を買い求めたことにより、堺屋孫左衛門と道具屋八兵衛が偽版『御文章』を売買していたことが発覚した。⁽³⁴⁾ 西本願寺による偽版取り締まりを確認できる最も古い例として挙げられている。⁽³⁵⁾

本如の頃、文化五年（一八〇八）六月に河内屋徳兵衛、播磨屋五兵衛両人は、本願寺の許可を得ない『御文章』五帖一部、『袖玉御文章』の外題で発売した。同じく両人は文化七年（一八一〇）に『御文章』の小本類板を発売し、翌八年二月に処分を受けている。龍谷大学所蔵本にて確認したところ、内容は御蔵版『御文章』とまったく同じであり、また非常に用いやすい小型本である。しかしながら、重版ということで偽版となる。⁽³⁶⁾

天保年間に出版された『御文章片仮名付』があるという。⁽³⁷⁾

弘化五年（一八四九）正月に大坂鰻谷西横堀東江入ル近江屋伊助・京醒ヶ井五条下ル近江屋卯兵衛の両人が、『御文章』偽版の刊行により、西本願寺御蔵版掛藤田大学の取り調べを受けている。五年の正月に取り調べを受けているのであるから、偽版の刊行は弘化四年（一八四八）であろうと言われる。⁽³⁸⁾

安政二年（一八五五）二月に、大坂平野町淀屋橋西亀井町石川屋和助・順慶町五丁目堺屋定七・北勘四郎町雲屋喜八・御前（力）通り三丁目近江屋定吉等が『御文章』（五帖一部小本）・『御文章』を『正信偈和讃』の末尾に加入した合刻本・『平仮名御文章』（一冊）を刊行したということで、西本願寺御蔵版掛藤田大学の取り調べを受けている。⁽³⁹⁾

無刊記本であるが、江戸中期末か末期の初め頃の開版とされる町版の『御文章』があるとされる。形式は本山

版の『五帖御文章』にだいたい同じであるが、町版とされる。なお、町版の大本五帖本は非常に少ないとされる。⁽⁴⁰⁾

右のような偽版ではないが、玄智が安永二年（一七七三）一月に京都の丁字屋庄兵衛によって出版した『唱讀指南』には、『正信偈和讃』と『五帖御文章』についてそれらを唱読するうえでの注意事項を箇条書きにされている。御文章の項には「惣ジテ言音明爽ニシテ訛ナキヤウ濫シキコトノ善ナル、ヤウニヨムヲ要トス」と書かれている。

『御文章』の偽版とは、御蔵版ではない町版（私版）の『御文章』である。多くの聖教が町版で行われた中で、取り締まりの対象のほとんどが『御文章』であったことについて、史料で確認することは出来ないが、三業惑乱の影響が大きいと思われる。つまり、三業派は、蓮如の『御文章』の「たすけたまへとたのむ」の言葉を重視し三業婦命説（欲生婦命説）を展開し、宗意安心を混乱に貶めた。上記の偽版取り締まりには三業惑乱以前のものもあるが、三業惑乱以後、学林所化による著述の出版も統制されることから、宗意安心を守るためには、当然、『御文章』の取り扱いにはより一層目を光らせていたと思われる。偽版『御文章』の取り締まりは幕末にいたるまで繰り返しされていた。板木（印刷の原版、版權そのものでもある）は回収され、焼却処分になっている。当時重版等が多発し、組織が緩んでいたことから本屋仲間内に出版された『禁書目録』にも五帖目の『御文章』が見える。それはよほど普及していたために、目に余るものがあつたのだと思われる。取り締まられるのに何故、偽版が出版されるのか。本来は本山が発行するものを使用すべきである。しかしながら、入手には複雑な手続きを経なければならず、しかも高価であつたために、廉価な町版である偽版が求められた。ちなみに、『御文章』を単独で出版すると取り締まりにあう、ということなのか、三業惑乱の『御裁断御書』発布以降、『正信偈和讃』の巻末尾に『御文章』を数通補刻して付けられている本が散見できる。⁽⁴¹⁾

(二) 『正信偈和讃』

①宗主による『正信偈和讃』の開版⁽⁴⁵⁾

本願寺では日常の勤行に『礼讃』が読誦されてきたが、蓮如は文明五年（一四七二）に「正信偈」に「三帖和讃」を合わせた四帖一部を刊行（粘葉本）し、この頃から「正信偈」と「和讃」とを組み合わせた勤行が行われるようになった。文明本は、実如・証如・顕如のころ、数度、翻刻され、その模刻も行われている⁽⁴⁶⁾。さらに江戸期に入ってもそれは継続され、寛文年間には文明版の模刻本、模刻本の覆刻本も出てくる。江戸時代には日常の勤行として僧俗ともに定着したこともあり、大量に出版された。歴代宗主は蓮如の奥書（奥書の内容については、以下の蓮如の項目を参照のこと）を踏襲している。つまり、仏法興隆のために開版された蓮如の意を引き継いでいるのである。以下、歴代宗主ごとに列挙する。

蓮如…文明版を刊行（文明五年（一四七二））。真宗典籍最初の開版本である。

奥書…右此三帖和讃并正信偈四帖一部者末代為興際板木開之者也而已 文明五年癸巳三月日（蓮如花押）

証如…天文二〇年（一五五一）に再版される。

良如…寛永一九（一六四二）年に刊行される。東西分派後の西本願寺としては初めての開版本である。西本願寺においては、だいたい文明本に拠っているので、寛永版も文明本の忠実な模刻本であり、仮名遣いも証如の天文版と異なり、訂正されておらず、刊記の奥書も、「興隆」ではなく、文明本と同じく「興隆」と誤刻したままである⁽⁴⁸⁾という。

寂如…寛文八年（一六六八）六月刊行⁽⁴⁹⁾。

住如…『本願寺通記』巻五によると、新開版ではなく寂如版の板木の奥付のみを改めたものようである。

湛如…五帖本と同様、『本願寺通記』巻五によると、「湛宗主時未詳」と言われる。湛如の在位は三箇年に満

たない短期間であったため、刊行されなかった可能性があるという。⁽⁵¹⁾

静如…佐々木求巳氏によれば、静如本は未見であるが、存在すると言われる。⁽⁵²⁾

法如…寛保三年（一七四三）に刊行される。寂如版とは異なるようである。⁽⁵³⁾

文如…寛政二年（一七九〇）に刊行される。天明七年（一七八七）に八一歳の高齢であった法如が、道俗勸信のため筆写された『正信偈並三帖和讃』を開版される。なお、この版のちに災亡したが、元治元年（一八六四）に広如によって再刻される。⁽⁵⁴⁾

本如…寛政一年（一七九九）六月一日に刊行される。

広如…文政九年（一八二六）一月・天保九年（一八三八）一月・嘉永三年（一八五〇）三月一日・元治元年（一八六四）に刊行される。元治元年版は、文如の寛政二年版の再刻である。

②『正信偈和讃』の町版

『正信偈和讃』の町版は非常に多く様々な様式で出版されている。まず寛永一九年に良如の証判本が開版されるが、町版もその頃より存在した。⁽⁵⁷⁾初めは無節譜本であったが、後に有節譜本にかわっていく。平仮名交じりや総平仮名といった形式のものも出版されていく。⁽⁵⁸⁾形状は、粘葉装のものや袋綴じのもの、のちには小型本も出版されるようになる。巻末に本派大派の歴代宗主のご命日表が載せられており、無刊記本の場合はそれより刊行年を推し量ることができる。同じ版を補刻改刻したり、覆刻をして増刷しており、需要の多さ・享受の多様さを知ることができる。

すなわち、一般門徒の需要が多く、様々な形式の勤行用型・稽古本が出版されていたと思われる。門徒が自身の理解力に応じたものを求めていくほど、一般門徒は勤行用『正信偈和讃』を重視していたであろう。西本願寺蔵

版の証判本だけでは間に合わない数の需要があったということと、門徒それぞれに最適な勤行用を求めていたということになる。『浄土真宗教典志』巻第一によると、「フシキ有章・フシナシ無章凡数十本。又小本カナツキ附国読・カナナシ無国読亦有数十本」と言い、また、諸国の門徒に供されるため、一度の発行数が何万部に及ぶ例もあった。⁽⁵⁹⁾

明和八年に玄智校刻の「正信偈和讃(片仮名有節譜清濁点付本)」を刊行している。『真宗教典志』巻第一(二二七頁)には、「正信偈和讃四冊、(同)清濁附本。明和八年辛卯。玄智景耀校刻。字様古雅。節譜精密。濁分新古半。入分除促。附二字仮名開合。現流諸本。無出其右。别有唱読指南卷一。具叙其説」とあるように、玄智が諸本を校合し、勤式読誦用として開版したものである。さらに玄智は安永二年(一七七三)一月に京都の丁字屋庄兵衛によって『唱讀指南』⁽⁶⁰⁾を出版している。そこには、「正信偈和讃」や「五帖御文章」を唱読するにあたって注意事項が簡条書きにされている。また、「舊板ノ諸本舛誤少ナカラズ。故ニ今文字ヲ訂シ清濁ヲ分チ節譜ヲ改メテ梓行セシム。坊刻ぼうくくノ諸本ニ讚文ノ上ニ掲書シテ某ノ讚ハ某ノ時ニヒクベシトアルハミナコレ後ノ私意ナリ。用否考フベシ」と記されているように、数多く出版されていた町版『正信偈和讃』の誤りが多いことを指摘し、それを当本で正したとある。

『正信偈和讃』は文明五年(一四七三)の蓮如の開版以来、たびたび刊行されたが、節譜を付したものはなく、実用には不便であった。そのようなこともあって町版の需要が多く、よく売れた。しかしながら、その町版には誤りが多かったということである。そこで、玄智は正したものを出版した。広如の代の天保九年(一八三八)一月に小本『正信偈三帖和讃』を、続いて嘉永元年(一八四八)三月にも大本『正信偈三帖和讃』(四帖一部)が開版され、ようやく節譜付の御蔵版が本願寺の正式となるのである。⁽⁶¹⁾

一方、節譜の付した町版は寂如の元禄の頃より数種出ているが、天保十一年五月付「御蔵板物之儀被仰出達書」には特に小本章譜の『正信偈和讃』については、天保八年(一八三七)以後、弘通を許されたものであり、坊間流

布の不正の和讃は章譜も相違し、寺法にも背くことになるから坊刻不正の本を用いないようにと達書に申し添えられている⁶²。しかしながら、町版の『正信偈和讃』は江戸前期から多数あり、それらの版權は当時の出版法上確立されていた。違法でないため本山も取り締まられなかったのである。

当時の出版事情について説明しておく。江戸時代中期には当時の出版法において版權が確立されていった。つまり、印刷の原板を持っている本屋が版本出版の版權を持ち、版權を持つている本屋でしか版本を出版できないようになったのである。版本と類する内容（類版）や同一内容（重版）は出版法上、禁止されていくようになる。そこで西本願寺では、江戸時代中期以降、自らの聖教を御蔵版とするためには、版權をもっている本屋との交渉が必要になってくるのである。

(三) 『真宗法要』の開版⁶³

宗祖および本願寺歴代宗主などが著した聖教類は、町版によって多く出版されてきた。これらの本は、間違いが多く、将来間違った理解がなされてしまう可能性がある⁶⁴ので、西本願寺什物の聖教の通り改正して西本願寺の御蔵版にすることを試みた。浄土真宗本願寺派の末寺に限り所持を許し、それ以外の宗派や俗人にはこれらの聖教を持つことは許可しないとされた。ただし、町版の聖教については、これまでの通りに売買しても構わないというものであった。これに対し、本屋仲間は、御蔵版ができれば町版を出版しようとする者はいなくなるので、御蔵版を任せてもらいたい、と言ってきた。当時の出版法上では御蔵版は大規模な重版となることもあり、何とかこの御蔵版に参加したいと考えたのであろう。しかし、西本願寺側は本屋の申し出を断り自ら出版すると主張し、本屋は昔からの渡世の術がなくなると訴えたため両者の折り合いは付かず、交渉は長引くこととなった。西本願寺は本屋に提出させた町版の聖教目録一三〇点の中から四〇点を選び、厳密に校合した後、その大部分の板木を自ら作成したが、

本屋たちは重版であると訴えて譲らなかつた。

宝暦一三年（一七六三）、漸く事態は解決に向かう。奉行所の仲介に従つて、編纂された『真宗法要』の版下を本屋に渡し、本屋が本の仕立てと出版を行い、西本願寺はその手間賃を払う形で落着いたのである。板木は巻ことの初丁の板木を先版所有の本屋がそれぞれ所持し、他の版木を西本願寺が持つかたちにされ、明和二年（一七六五）に漸く完成する。翌明和三年（一七六六）、本願寺蔵版として刊行され、明治十一年（一八七八）には、小本『真宗法要』も刊行された。

（四）『教行信証』の開版・町版

『教行信証』は上記の『御文章』・『正信偈和讃』とは異なり、町版がそのまま御蔵版となつていく。町版のものとして、寛永一三年（一六三六）・正保三年（一六四六）・明暦三年（一六五七）・寛文九年（一六六九）に刊行されたものが挙げられる。まず、寛永版は、中野市右衛門道伴によつて開版された。正保版は、新たに開版されたものではなく、寛永版の誤字脱字を訂正補刻された改訂版（改刻本）であるから、版株は寛永版と同一である。『本典六要板木買上始末記』⁶⁵によれば、寛永版の板木はのちに大坂の野村長兵衛に売り渡されたが、焼失した。焼株（板木が焼失し、権利のみになつている状態）を明和二〜三年頃に京都の錢屋庄兵衛が手に入れ、安永の初め頃に丁子屋九郎右衛門と板木（版権）を分け持つ、相版としたという。そして、安永五年（一七七六）に東本願寺が焼版の権利を買収して御蔵版とし、天保十一年（一八四〇）に改刻した。

明暦版は、明暦三年（一六五七）に丁子屋九郎衛門によつて刊行された。また文政一〇年（一八二七）に明暦版を改刻し、その時に数カ所の文字の訂正が行われたとあるが、明暦版と同版本であり、佐々木求巳氏によれば、改刻して新開版された異版本は一本も見ることができなかつた、として⁶⁶いる。

それでは明暦版が西本願寺の御蔵版になる過程をみていくこととする。安永四年（一七七五）一二月初め、寺内油小路七条上る吉野屋為八の名代甚助が『教行信証』二版・『六要鈔』・『六要鈔会本』・『御伝書』の五品を売り払う旨を申し出てきた。当時西本願寺と不仲であった興正寺が板株購入の意思があるかのような風聞もあったため、本願寺はこれら重要な諸本の出版権が他に渡ると支障をきたすと考え、安永五年一月二八日に明暦版『教行信証』と『六要鈔』の板木を買い上げた⁽⁶⁷⁾。『真宗法要』のように本文を校訂したものを御蔵版とし、町版の聖教の売買を認めるということはしなかった。町版の板木の買い上げは、勝手な改変を防ぎ、浄土真宗の重要な聖教を守るため、宗義安心の正統保持のために必要であった⁽⁶⁸⁾。

こうして、安永五年（一七七六）、明暦版を御蔵版とする。『真宗法要』の編纂に従事した僧侶・道粹といった学僧たちが相次いで没したこともあってか、板木を買い上げたものの、本文はそのまま西本願寺の御蔵版としていたのである。さらに、天保八年（一八三七）に小型化し、昭和四二年（一九六七）に改刻される⁽⁶⁹⁾。

また、寛文版は河村利兵衛が刊行した。『本典六要板木買上始末記』によると、本屋たちが、「寛文版『教行信証』ハ、当御本山（東本願寺）へ差上候得ハ、仏光寺・専修寺等末寺拜見ノ御本書最早本屋ニ無御座候」と譲らなかつた。つまり、西本願寺は明暦版を、東本願寺は寛文版を購入したため、本屋として最後の一つは手元に残しなかったのではないかと思われる。一方、本願寺側から見れば、このままでは重要な聖教の本文を勝手に改変し流布される危険があるから可能な限りこれを管理したい意向であった。そこで、寛文版の版株を三つにし、もともと版権をもっている丁子屋と銭屋がその二つをもち、残りの三分の一を西本願寺が代金を払って寺内の書林吉野屋為八に持たせた。のちに吉野屋は自らの板株を返上し、その代わりに丁子屋と銭屋より西本願寺に板木を提出し、西本願寺の御抱版にしたい旨の願書を出した。これを受けて西本願寺は、なおこの寛文版を全て買い取りたいという意向があつたが、今度は版株を四つに割り、東本願寺を含めて四分の一ずつ持つことで決着している⁽⁷⁰⁾。その後、仏光寺が寛文

版を入手し、他本により校合したものを仏光寺御蔵版として刊行している⁽¹⁷⁾。

『教行信証』の御蔵版以降、『教行信証』の私版に対する嚴重なる処罰が課せられた例がある。天保八年（一八三七）に安芸の悟澄が、『教行信証』中本（安芸本⁽¹⁸⁾）を流布させたとして処罰されている。既に東西本願寺が『教行信証』を御蔵版としていたため、天保九年（一八三八）に偽版と見なされ絶版となった。これまで大本（半紙本）であった『教行信証』を中本（二冊）として開版したもので、悟澄自身は必ずしも利益を考えてはいなかったが、本山は悟澄の僧籍を剥奪するという厳しい対応を見せている⁽¹⁹⁾。しかしながら、天保八年（一八三七）に明暦版『教行信証』を御蔵版本として中本三冊で開版される。

(五) 「浄土三部経」の刊行・町版⁽²⁰⁾

「浄土三部経」は浄土真宗、ならびに浄土宗の正依の經典である。つまり、各寺院においても読誦用として欠かすことのできないものであり、門徒にとつても『御文章』や『正信偈和讃』とともに家庭の仏壇に安置されていたという事情もあつて、江戸期には町版（坊刻本）として多く出版されてきた。しかしながら、経の文字やその唱読音が不統一であつたため、当時御堂衆であつた玄智によつてそれらがただされ、安永元年（一七七二）に『大谷校点浄土三部経』として校刻した。その後、文化八年（一八一二）に『大谷校点浄土三部経』を本願寺蔵版『校点浄土三部経』として再刻されたのである。『大谷校点浄土三部経』の校刻の後、『校点浄土三部経』として蔵版化されるまでの間にも、了正による『三部妙典』などのように町版が出版される。安永二年（一七七三）三月刊の玄智著『浄土三経字音考』⁽²¹⁾や『浄土真宗教典志』⁽²²⁾をみると、安永元年に玄智が校刻した『大谷校点浄土三部経』に別人が手を加え、安永元々二年頃に町版にて出版されていることを示す記述がある。

(六) 『蔵外真宗法要』⁽⁷⁷⁾の開版

本屋仲間との『真宗法要』開版に関する交渉により、西本願寺では町版の聖教一三〇部のうち、七〇余部を校訂した。このうち四〇余部は御蔵版としたが、残る三〇部は元版所収者に差し戻す方針であった。これは、町版（坊刻本）の既得権益の追訴を激しく主張した本屋への譲歩である。この三〇部が、後の『蔵外真宗法要』となった。『真宗法要』開版から二年経った明和四年（二七六七）に、『蔵外真宗法要』は西本願寺門前の本屋である永田調兵衛によって刊行された。当初は御蔵版本ではなかったが、天保十一年（一八四〇）の達書の中で本山から下付される免物に同書が数えられていることから、時期は不明ながら後に本願寺御蔵版に加えられた。⁽⁷⁸⁾

(七) その他の聖教の出版⁽⁷⁹⁾

- ・『浄土文類聚鈔』：慶長七年（一六〇二）二月に准如によって刊行される。漢文の聖教開版のさきがけ。
- ・「七祖聖教」：寛政十一年（一七九九）、大坂長円寺崇興によって刊行され、文政九年（一八二六）に長円寺所蔵『七祖聖教』版木を本願寺蔵版とする（広如）。
- ・天明元年（一七八一）に『往生要集釈』、天明五年（一七八五）に『御伝鈔』について、玄智が本山の命を受けて刻し清濁句読を付す。天明八年（一七八八）春に板木が焼失したが、後に本願寺蔵版となる。
- ・天明七年（一七八七）に『愚禿鈔』・『文類聚鈔』・『古水講式』（『知恩講式』・『謝徳講式』）・『太子講式』・『祖像講式』・『歎徳講式』・『祖像講式』（以上、諸本清濁および句読を付す）の八部は、玄智が本山から資を受け新刻したが、納められる前に多く焼失した。
など

③ 御蔵版の発布

御蔵版として出版した聖教を西本願寺は本願寺派の各寺や門徒にどのように伝えたのか。天保十一年（一八四〇）五月付「御蔵板物之儀被_レ仰出_レ達書」には御蔵版として次の聖教を挙げている。

正信偈和讃并打抜・仮名正信偈和讃・小本章譜正信偈御和讃・頌解文・五帖一部御文章・小本五帖一部御文章・神明三箇条・神明六箇条・六箇条・八箇条（以上四_ノ御加ト云）・七祖聖教・教行信証・真宗法要・帖外真宗法要・御伝記・六要鈔・校点三部経・報恩講式・嘆徳文

である。また、御本尊の尊像図や六字御名号などの軸物の他、『真宗法要』を始めとして御蔵版の聖教類を「御免物」として挙げ、派内寺院や在家の人びとにおいて、御蔵版でない聖教類を用いないように戒めている。同年、本願寺派内学匠の著述の出版に統制を加えており、この事も達書と関係するのであろう⁽⁸⁰⁾このように天保十一年には御蔵版がほぼ完成し、達書によって門末に伝達されていたのである。

三、御蔵版出版の意義　くまとめく

以上、考察してきた御蔵版は、『御文章』・『教行信証』・『真宗法要』・『蔵外真宗法要』と『正信偈和讃』・『浄土三部経』に分けることができる。つまり、前者は宗意安心に関わる聖教であり、後者は唱読音に関わる聖教である。宗意安心を混乱させるような聖教への対応は厳しかったのである。一方、唱読音関係の、特に『正信偈和讃』では門末の需要が多く、臨機応変に対応できないところを町版では対応できているのである。

まず、『御文章』について、第九代実如は、教化の中心に『御文章』を置き、その中でも特に重要なものを五帖八〇通にまとめて門末に授与した。この「五帖本」は、第一〇代証如をはじめ歴代の宗主においてもその意向を引

き継ぎ、五帖本を開版し広く流布させた。「五帖本」の特徴は、寂如によって貞享元年（一六八四）に開版された奥書の様式をその後の本派歴代開版の五帖本では踏襲していることである。年記が宗主継職の日時であることは、静如版以後の本派の「五帖本」においてみる形式である。しかしながら、広如の頃になると、小型本や五帖を一冊にしたもの、薄様の和紙を使用したもの等様々な形式で出版されるようになる。一方、あまり現存していなく唯一実見できた町版の『御文章』（『袖玉御文章』）をみると、蔵版本とまったく内容の変わらないものであった。しかも五帖を一冊にした小型本ということもあつて実用的であつたであろう。町版のものは廉価であつたといわれ、『正信偈三帖和讃』同様に売れ行きもよかつたであろう。町版の『御文章』に対する取り締まりは繰り返され、偽版の板木は回収され、焼却処分になっている。そういうこともあつてか現存しているものは非常に少ない。

町版の聖教のなか、取り締まりの対象のほとんどが、『御文章』であつたことは、三業惑乱の影響も関係していると思われるが、それを示す史料が現段階では確認出来ない。三業惑乱以前も『御文章』の取り締まりがあつたが、三業派が蓮如の『御文章』を利用して自説を展開し、宗意安心を混乱に貶めたということで、偽版『御文章』に対して目を光らせていたと思われる。三業惑乱の『御裁断御書』発布以降、町版の『正信偈和讃』の巻末尾に『御文章』を数通補刻して付けられている本が散見されることから、偽版『御文章』の取り締まりと三業惑乱の関係について窺うことができよう。今後さらに考察を続けていきたい。

また、「五帖本」と同様「御加え本」も歴代宗主によって開版された。その形式が統一されるのは、住如以降であると思われる。しかしながら、五帖本と同様、広如の頃になると従来の形式と異なつたものも出てくる。

『正信偈和讃』について、文明五年（一四七二）の蓮如による開版本の「正信偈」には漢字に読みをあらわすルビが付けられておらず、和讃には音階を示す節譜がない。その後の宗主証判の『正信偈和讃』いずれも節譜を付したものである。節譜付の御蔵版が西本願寺の正式となるのは、広如の代の天保九年（一八三八）一月に小本

『正信偈三帖和讃』、嘉永元年（一八四八）三月にも大本『正信偈三帖和讃』（四帖一部）が開版され、ようやく実現するのである。一方、節譜の付した町版は寂如の元禄の頃より数種出ており、平仮名交じりや総平仮名のもの、形状も粘葉装のものや袋綴じのもの、のちには小型本も出版され、非常に多様な形式で出版されているのが町版『正信偈和讃』の特徴である。つまり、一般門徒の需要が多いため、様々な形式で勤行用型・稽古本『正信偈和讃』が出版されていったものと思われる。

次に、『教行信証』と『真宗法要』について比較すると、まず、『教行信証』は、浄土真宗の重要な聖教であるので、勝手に改変をしたものの流布を防ぎ、宗意安心の正統保持のために町版を買い上げたのである⁸³。そして、町版の明暦版をそのまま西本願寺の御蔵版本とした。一方、『真宗法要』においては、多く出版されていた町版の聖教類は本文に間違いが多く、将来間違った理解がなされてしまう可能性がある⁸⁴ので、学僧によって本文を厳密に校訂された正統な聖教を西本願寺御蔵版として開版し、一方いまままで通り町版の出版も認めているのである。そして、両者とも本願寺派の末寺に限り所持を許し、それ以外の宗派や俗人にはこれらの聖教をもつことを許可しないこととした。町版を買い上げてそのまま御蔵版本とした『教行信証』の場合の対応と異なるのは、『真宗法要』の編纂時期の宝暦から明和年間にかけては西本願寺学林が充実していたからであった⁸⁵。『真宗法要』開版においては、本屋とのトラブルがあった。町版の聖教を改正して御蔵版本として出版されると、町版は売れなくなるという危惧があったが、かえって御蔵版本となった聖教の売れ行きは良好であった。一方、御蔵版本以外の聖教の売れ行きは落ちた。そのようなことより、校訂済みのなか残った三〇部についても『蔵外真宗法要』として出版されることは順調に行われた。

「浄土三部経」の場合は、少し事情が異なる。玄智による『大谷校点浄土三部経』の校刻は、経の文字やその唱読音を統一するためである。その後、『校点浄土三部経』として蔵版化されるに至って、経の文字は蔵版本では統

一されている。しかしながら、出版統制がかけられる『教行信証』・『御文章』といった聖教と違い、その後も町版の「浄土三部経」が出版されているもの、出版のトラブルが書かれている『済帳標目』等をもみても本願寺からお咎めを受けたというような記録もない。しかも経の文字が蔵版本と相違した箇所が見られるものもある⁸⁵⁾。

以上考察してきたように、町版の『御文章』に対する取り締まり、勝手な改変をしたものの流布を防ぐための『教行信証』の買い上げ、『真宗法要』のように本文に間違いが多い町版の聖教を改正して御蔵版本とするような西本願寺の対応は、宗意安心を混乱させるような聖教の出版に対して取り締まり、正しい内容の聖教を流布させるためであった。一方、「浄土三部経」や『正信偈和讃』といった唱読関係の出版に関しては寛容であった。御蔵版以外の町版を徹底的に統制することはしなかったのである。つまり、門末の要求に臨機応変に対応出来ない蔵版本に対して、町版はその需要に柔軟に対応していたのである。蔵版本以外の町版を徹底的には統制できない事情があったのである。

【註】

- (1) 宗政五十緒、朝倉治彦編『京都書林仲間記録 解説及び書名索引』（書誌書目シリーズ⑤） ゆまに書房 昭和五十五年 三〇四頁参照。その本屋仲間は天保の改革で一時解散している。
- (2) 『真宗全書』七〇巻四〇〇頁。
- (3) 玄智・享保一九年（一七三四）〜寛政六年（一七九四）。字は景耀、若嵐。号は、孝徳坊、曇華室。京都西六条（下京区西中筋通六条上ル）慶証寺七世。河内生まれ、僧侶に師事し、慶証寺六世玄誓の嗣となる。堂衆として『正信偈和讃』・『浄土三部経』の唱読音を正し、宗史の研究につとめ『本願寺通記』などを著した。
- (4) 本願寺が連如の「ふみ」を「御文章」と称するのは寂如以後であるが、本稿では「御文章」という表記に統一した。
- (5) 龍谷大学図書館において、以下の宗主の開版本を確認した（良如・寂如・法如・広如・広如「小本」）。なお、確認できない宗主

- の開版本については、佐々木求巳『真宗典籍刊行史稿』を参照した。
- (6) 『浄土真宗聖典全書』「五、相伝篇下」七四四頁下。
- (7) 前掲 六二頁参照。
- (8) 佐々木求巳『真宗典籍刊行史稿』二九四頁参照。
- (9) 現在の御文章のサイズは、縦二七センチ×横二二センチであり、歴代宗主の証判本もほぼ同じ大きさである。小本は縦一九センチ×横一三センチである。
- (10) 稲葉昌丸氏によると、単帖本の名称として、五帖内の御文章を彼是取り交ぜたものを「御取交ぜ本」と言い、第五帖に他帖の御文章を多少加えたものを「御加え本」と言っている（稲葉昌丸編『諸版対校五帖御文定本』参照）。歴代宗主による開版には「御加え本」だけでなく、「御取交ぜ本」も含まれることがあるが、その開版のほとんどは「御加え本」ということもあり、このように表記した。
- (11) 従来より第四帖の第八通（八ヶ条の章）で終わる八ヶ条本（二三通本）、第四帖の第七通（六ヶ条の章）で終わる六ヶ条本（二十四通本）の二種類があるとされているが、今回は八ヶ条本のみ確認できた。
- (12) 佐々木求巳『真宗典籍刊行史稿』三〇頁。
- (13) 大原誠「偽版御文章の流布について」（『本願寺史料研究所報』第三三号 二〇〇七年三月）
- (14) 佐々木求巳『真宗典籍刊行史稿』八九五頁
- (15) 『本願寺通記』巻五、寛保元年三月のころには、「和讃勸草跋語等年時即記継席年時。〔任宗主時、全用「寂宗主文」。唯易「法諱」耳。湛宗主時未レ詳〕とある。
- (16) 『本願寺通記』巻五によると、「湛宗主時未レ詳」と言われる。
- (17) 佐々木求巳『真宗典籍刊行史稿』五一二頁。
- (18) 前掲 六四七頁。
- (19) 前掲 七〇二～七〇三頁。
- (20) 前掲 七六〇～七六一頁。
- (21) 以下の各宗主による開版本については、まず龍谷大学図書館蔵本・京都専応寺蔵本で確認し、さらに佐々木求巳『真宗典籍刊行史稿』の記述を参照した。
- (22) 佐々木求巳『真宗典籍刊行史稿』二二～二九頁参照。

- (23) 前掲 三一～三九頁参照。
- (24) 前掲 四一～四四頁参照。
- (25) 前掲 八一～八四頁参照。
- (26) 前掲 一九四～一九七頁。
- (27) 内容は、二帖の六通・四帖の二二通・五帖の一通より二二通まで・四帖の一五通・五帖の一六通・三帖の三通四帖の四通・一帖三通より一帖五通・四帖の一〇通・四帖の八通である。
- (28) 京都専応寺蔵では、『御文章』の収録順番は、二帖の六通・四帖の二二通・五帖の一通より二二通まで・四帖の四通・四帖の一五通・五帖の一六通・一帖の三通より五通まで・三帖の三通・四帖の一〇通・四帖の八通である。
- (29) 佐々木求巳『真宗典籍刊行史稿』五一―頁。
- (30) 前掲 五一―四頁。
- (31) 佐々木求巳『真宗典籍刊行史稿』六六一頁に掲載されている内容で確認した。
- (32) 佐々木求巳『真宗典籍刊行史稿』七〇三頁の掲載の内容、ならびに京都専応寺蔵本によって確認した。
- (33) 佐々木求巳『真宗典籍刊行史稿』七五九頁。
- (34) 『本願寺史』(第二卷) 四三五頁。
- (35) 大原誠『偽版御文章の流布について』(『本願寺史料研究所報』第三二号 二〇〇七年三月) 参照。
- (36) 万波寿子「近世期の『御文』および『帖外御文』の姿と出版」(『國文學論叢』第六十一輯 二〇一六年二月)
- (37) 佐々木求巳『真宗典籍刊行史稿』八〇四頁。
- (38) 前掲 八二―頁。
- (39) 『本願寺史』第二卷 四三六頁参照。
- (40) 佐々木求巳『真宗典籍刊行史稿』八八九頁。
- (41) 龍谷大学図書館所蔵。
- (42) 『増補改訂本願寺史』(第二卷) 四〇三頁。
- (43) 大原誠『偽版御文章の流布について』(『本願寺史料研究所報』第三二号 二〇〇七年三月) また、「たとえば五帖一部大本の御文章は、正規の手続きにより本願寺に願ひ出れば「銀百廿匁」の礼銀により下付される。しかし同等の偽版御文章は「金二百疋」とあるから約四分の一程度の値段で購入することができたのである」と記している。

- (44) 佐々木求巳『真宗典籍刊行史稿』七三六・七三七・七五八・七六六・七六七・七七五・七八六・七八七・八〇九頁に見える。『御文章』の通数が記録されているのを見ると、六・一〇・一二通とある。
- (45) 以下の各宗主による開版本については、まず龍谷大学図書館蔵本で確認し、さらに佐々木求巳『真宗典籍刊行史稿』の記述を参照した。
- (46) 佐々木求巳『真宗典籍刊行史稿』一七頁。
- (47) 「興隆」が原本通りで、正確には「興隆」である。
- (48) 佐々木求巳『真宗典籍刊行史稿』一一〇頁参照。
- (49) 『本願寺通記』卷三に「寛永十九年刻全用文明五年文今刻少修旧文」あるように、文明版に拠っている良如版（寛永十九年版）に二三修正を施したものである。
- (50) 『本願寺通記』卷五、寛保元年三月のころには、「和讃勸章跋語等年時即記継席年時。〔住宗主時、全用寂宗主文。唯易法諱耳。湛宗主時未詳〕とある。
- (51) 佐々木求巳『真宗典籍刊行史稿』五一〇頁。
- (52) 佐々木求巳氏によると、『本願寺通記』卷五の静如の項に、「和讃勸章跋語等年時即記継席年時」とあるから、玄智は静如証判本を見ているということである。また、静如以下の歴代宗主開版の『御文章』五帖本・『正信偈和讃』は、継職の年時を奥書に記していると言われる（『真宗典籍刊行史稿』五一一、五二三頁参照）。
- (53) 佐々木求巳『真宗典籍刊行史稿』五二三頁。
- (54) 龍谷大学図書館蔵本の奥書より確認した。
- (55) 『増補改訂本願寺史』第二卷（三八六頁）によると、小本で節譜付とされている。なお、佐々木求巳氏によれば、大谷派において有節譜本は江戸時代にはみることができず、大正九年（一九二〇）に彰如によって、初めて有節譜本が刊行されたと言われる（『真宗典籍刊行史稿』八二二頁）。
- (56) 『本願寺史』第二卷（四一六頁）によると、嘉永三年刊行とあるが、佐々木求巳氏によると、嘉永三年本は未だ伝聞したことがない。嘉永元年本の写し誤りではなからうかと疑問をもつと言われている（佐々木求巳『真宗典籍刊行史稿』八二九～八三〇頁）。
- (57) 佐々木求巳『真宗典籍刊行史稿』一一五頁。
- (58) 元禄年間には有節譜本、平仮名交じりや総平仮名といった形式のものが出版されていく。正信偈・念仏和讃・回向よりなる総平仮名の稽古本や寛文年間頃と思われる平仮名版もある。貞享四年（一六八七）の半紙版のものもあり、宝永七年の再刊本もある。

- 元禄年間以前のものとしては、勤式用型胡蝶綴本の総仮名本あり。ほかに「改悔文付・和讃四十八首付・和讃ヒラ仮名付」、「正信偈」が「帰命無量…唯可信斯…」の二行しかない変形本とか様々な形式のものも出版されている。『平仮名正信偈和讃』について、「類版頗る多く、年代の判然せるものに元禄五年・元禄七年・正徳三年の刻本あり」と記されている（『真宗温古図録』（第2輯）参照）。
- (59) 『仮名正信偈一件』龍大図書館蔵、文政九年（一八二六）の聖教出版に関する記録による。
- (60) 龍谷大学図書館所蔵。
- (61) 『増補改訂本願寺史』（巻二）二四五頁。
- (62) 前掲 三九九～四〇〇頁。
- (63) 全三一巻。宗祖および本願寺歴代宗主などが著した和語の聖教など三九部六一七巻を収める。宝暦十一年（一七六一）の宗祖五〇〇回忌の記念事業の一つとして編纂された本願寺派仮名聖教テキストの叢書。
- (64) 万波寿子「御蔵版『真宗法要』について」参照。
- (65) 『真宗全書』第七四巻所収。四五四頁参照。
- (66) 佐々木求巳「真宗典籍刊行史稿」一七三頁参照。
- (67) 『本典六要板木買上始末記』（『真宗全書』七四巻所収）四五二頁以下参照。『増補改訂本願寺史』三九七頁。
- (68) 万波寿子「西本願寺の寺内書林」（『古典文藝論叢』第一号）文藝談話会 二〇〇九年）
- (69) 『浄土真宗聖典』（註釈版）年表 二〇頁以下参照。
- (70) 万波寿子「西本願寺の寺内書林」（『古典文藝論叢』第一号）文藝談話会 二〇〇九年）
- (71) 佐々木求巳「真宗典籍刊行史稿」七九七頁。
- (72) 安芸本（悟澄本）は、龍谷大学図書館においてデジタル画像にて確認することができた。
- (73) 万波寿子「真宗法要」開版以後の御蔵版の状況」四七頁参照。
- (74) 拙稿「本願寺蔵版『浄土三部経』の特徴について」（『龍谷教学』第五一号 二〇一六年）
- (75) 玄智は『浄土三部経字音考』の国字読諸本のなかに、「又近刻本有僅於若干字以国字旁注音読者。此本不肖所草。而有人伝写潜令書賈刻之者耳。原本已出倉卒。更有別人加添。以故薰穢雜居非無取舍焉」と記している。
- (76) 『浄土真宗教典誌』第一に「又京板本有摸之者以上諸本。国字音読。都是薰穢雜居。非無取舍読者扱焉」と記している。（『真宗全書』七四巻二一七頁）とあり、佐々木求巳氏は『真宗典籍刊行史稿』（六〇六頁）において、「京板本」とは玄智が校刻した『大谷校点浄土三部経』そのものではなく、別人が手を加えたものを指していることは明らかと言っている。

- (77) 五巻。『真宗法要』の後を承けて和語の聖典五部を編輯したものである。その五部とは『本尊色紙文』・『横川法語』・『覚如上人敬白文』・『光明名号因縁』・『山科連署記』である。明和四年（一七六七）に刊行されたが、編輯人の名を記してない。玄智の『浄土真宗教典志』巻一には、明和年中有人校刻す。裝潢朱紺全く真宗法要の体様を模す。表題の首に真宗法要の四字を細書し、称して蔵外法要と曰ふとある。
- (78) 万波寿子「真宗法要」開版以後の御蔵版の影響」三六頁。
- (79) 『増補改訂本願寺史』（第二巻）三九八―三九九頁。
- (80) 『増補改訂本願寺史』（第二巻）四〇三頁。
- (81) 万波寿子「御蔵版『真宗法要』について」二〇頁。
- (82) 従来より六ヶ条本と八ヶ条本の二種があると言われている。すなわち、初めに第二帖第六通の掟の章と第四帖第一二通の毎月兩度の章をおき、上記のような順番で第五帖各通などを並べていき、最後に第四帖第七通の六ヶ条の章をおくのを六ヶ条本といい、一方、大抵前者に同じく各通を並べていき、最後に第四帖第八通の八ヶ条の章をおくのを八ヶ条本という（『真宗大辞典』（第一）二二二頁 参照）ことであるが、龍谷大学図書館所蔵本、京都専応寺所蔵本等によって確認したところ、上記の二種類のなか、八ヶ条本しか実見することができなかった。
- (83) 万波寿子「西本願寺の寺内書林」（『古典文藝叢書』第一号 文藝談話会 二〇〇九年）
- (84) 万波寿子「真宗法要」開版以後の御蔵版の状況」三五頁参照。
- (85) 『濟帳標目』の文化年間以降をみると、天保九年・天保十一年・嘉永七年において町版「浄土三部経」についての記事がある。天保十三年（一八四三）には、浄土宗の大雲院勤息の門が校訂した華頂王宮蔵版が刊行（花園宗善「浄土三部経音読解説」（『浄土宗聖典第一巻』巻末の論文）参照）されるので、浄土宗関係の記事ということも考えられるが、西本願寺御用書林である永田の名前があり、「訓点校異入」の「浄土三部経」、年代から考えて「三部妙典」であろう。このように安永九年の了正の「三部妙典」をはじめ、西本願寺関係の「浄土三部経」の町版（坊刻本）が他にも多数出版されていた可能性があると考えることが出来るであらう。
- (86) 京都念仏寺旧蔵天保十一（一八四〇）年刊本「浄土三部経」と蔵版本を比較して明らかになった。

【キーワード】

西本願寺 御蔵版 出版